平成２１年（フ）第７６８号
川崎市宮前区平６丁目10番38―302号　サンヒルズ宮前平
債務者　大原　静香
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７７４号
川崎市高津区久本２丁目７番５号　第一泉荘201
債務者　小金丸明香
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
川崎市高津区梶ケ谷１丁目１番地12
債務者　盧　　正姫
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８４号
川崎市多摩区宿河原１―６―１　ダイアパレス登戸506　原正弘方、住民票上の住所茨城県筑西市下野殿1011番地24
債務者　風間ふみ江
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９０号
川崎市中原区上平間212番地１　川崎平間ガーデンハウス202
債務者　瀬下美和子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９５号
川崎市川崎区大島２丁目17番14号、前住所川崎市川崎区大島４丁目22番９号
債務者　飯塚　正江
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２７５６号
愛知県北名古屋市高田寺砂場14番地１　スフィアＭＩＥ　Ｂ―302
債務者　羽賀　　淳
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７５７号
愛知県北名古屋市高田寺砂場14番地１　スフィアＭＩＥ　Ｂ―302
債務者　羽賀　恵里
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３１号
名古屋市西区赤城町152番地　サンハイツ赤城101号
債務者　大田　良喜
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４３号
名古屋市南区呼続２丁目20番７号　あゆち荘Ｃ号
債務者　髙島　勝弘
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５６号
愛知県小牧市小牧１丁目107番地　カーサ小牧216号
債務者　井上　明美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５７４号
名古屋市港区明正２丁目380番地
債務者　片山　　修
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６０１号
名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地11号棟502号室
債務者　中嶋　政彦
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６０５号
名古屋市東区砂田橋５丁目９番13号　良和第１マンション302号
債務者　藤原　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６８２号
名古屋市千種区清住町２丁目30番地の３　アネックス東山１Ｆ
債務者　加藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３２号
福岡県春日市須玖南３丁目170番地２グリーンマンションラフィネ春日801号
債務者　高田淳一郎
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８３９号
福岡県太宰府市宰府２丁目７番27号
債務者　松田　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部